

# 集落法人の育成について



広島県農林水産局  
総務管理部農業活性化推進課

主任主査 上仲 孝昌

集落法人の育成について  
～集落法人の育成と経営の高度化～

H22. 7. 2

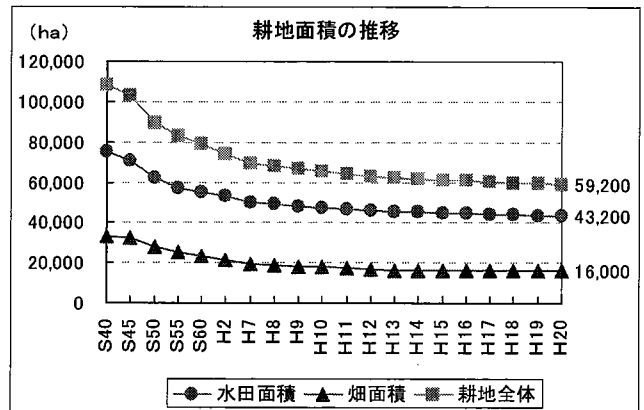
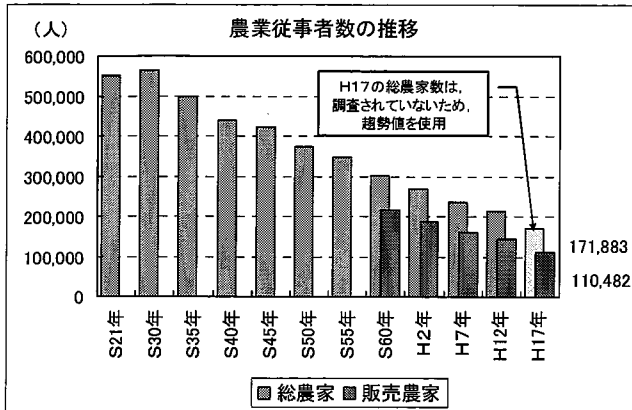
広島県農林水産局  
農業活性化推進課  
集落法人育成G

1. 広島県農業の概況

(1) 広島県農業の主要指標及び全国順位

区 分	調査時	単位	実 数		本県の位置		資 料
			広島県	全 国	シェア(%)	順位	
総農家数	平17.2.1	戸	74,032	2,848,166	2.6	17	2005年農林業センサス
販売農家数	"	"	42,070	1,963,424	2.1	22	"
主業農家数	"	"	3,998	429,467	0.9	33	"
準主業農家数	"	"	8,895	443,389	2.0	19	"
副業的農家数	"	"	29,177	1,090,568	2.7	15	"
農家人口（販売農家）	"	人	151,924	8,370,489	1.8	24	"
（うち女性比率）	"	%	51.5	50.8	—	4	"
（うち65歳以上比率）	"	"	37.8	31.6	—	3	"
農業就業人口（販売農家）	"	人	63,028	3,352,590	1.9	25	"
（うち女性比率）	"	%	55.9	53.3	—	7	"
（うち65歳以上比率）	"	"	69.6	58.2	—	2	"
基幹的農業従事者（販売農家）	"	人	34,038	2,240,672	1.5	29	"
（うち女性比率）	"	%	46.2	45.8	—	20	"
（うち65歳以上比率）	"	"	73.2	57.4	—	4	"
耕地面積	平21.7.15	ha	58,800	4,609,000	1.3	25	耕地及び作付面積調査
（ 田 ）	"	"	43,000	2,506,000	1.7	24	"
（ 畑 ）	"	"	15,800	2,103,000	0.8	28	"
（1戸当たり平均耕地面積）	平20	"	0.79	1.62	—	39	"
農作物作付延面積	19年産	"	46,800	4,265,000	1.1	31	"
耕地利用率	"	%	79.1	92.2	—	45	"
耕作放棄地面積	平17.2.1	ha	10,699	385,791	2.8	14	2005年農林業センサス
農業産出額	平20	百万円	107,300	8,650,900	1.5	29	生産農業所得統計
（ 米 ）	"	"	29,700	1,931,200	1.5	26	"
（ 野 菜 ）	"	"	16,800	2,110,500	0.8	34	"
（ 果 実 ）	"	"	12,800	741,000	1.7	18	"
（ 花 き ）	"	"	3,100	365,600	0.8	34	"
（ 畜 産 ）	"	"	41,100	2,710,800	1.5	20	"
生産農業所得	"	"	34,500	3,020,700	1.1	32	"

## (2) 広島県農業構造の推移



### 広島県農業就業人口

	就業人口	29歳以下	30~59歳	60歳以上
S35	376,605	282,960	75%	93,645 25%
S40	291,127	38,180	160,972	55% 91,975 32%
S45	244,485	30,347	122,024	50% 92,400 38%
S50	182,063	21,170	77,816	43% 83,077 46%
S55	169,357	14,565	67,932	40% 86,860 51%
S60	108,771	566	25,343	40% 36,798 59%
H2	96,764	273	15,311	29% 36,364 70%
H7	84,039	206	9,134	20% 37,371 80%
H12	78,000	190	5,940	16% 30,650 83%
H17	63,028	186	4,801	14% 29,051 85%

■ バブル期以降の農地の減少率は緩やかであるものの、耕作放棄地は拡大している。

■ 広島県農業を長年担ってきた、昭和一桁世代（84歳から75歳）が、農業からのリタイアの時期となっている。

■ 60歳以上29,051人（H17年）のうち86%が65歳以上。

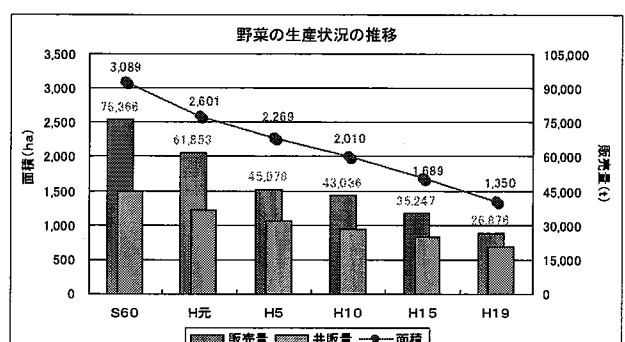
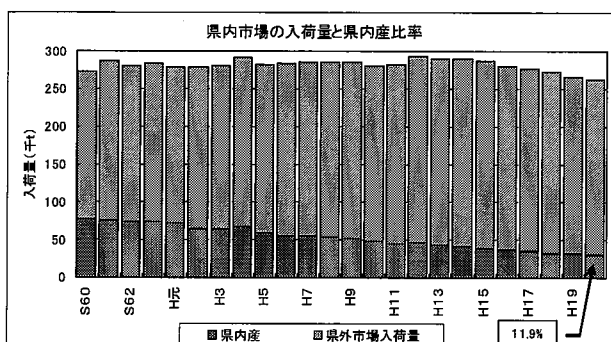
S60年からは、集計方法が異なるため、就業人口とは一致しない  
網掛部は、昭和一桁世代の位置する部分

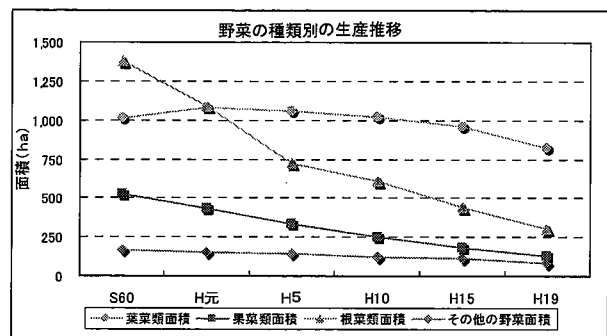
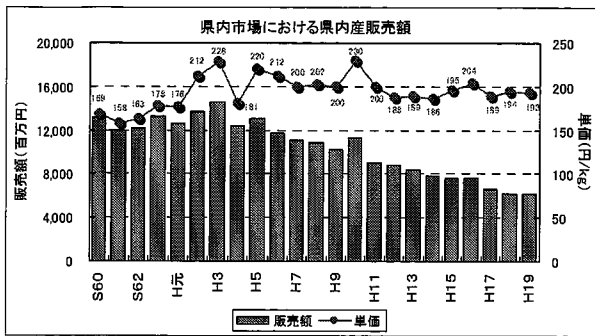
【参考：世帯員(16(15)歳以上)の就業状態区分】

		仕事への従事状況				
		農業のみに従事	農業とその他の仕事の両方に従事		その他の仕事のみに従事	仕事に従事しなかった
			農業が主	その他の仕事为主		
ふだんの主な状態	主に仕事	C				
	主に家事や育児					
	その他	B		A		

A 農業従事者  
B 農業就業人口  
C 基幹的農業従事者

## (3) 広島県野菜の生産の推移





農家総体の減少と、農業の担い手の減少が進む中で、新しい担い手を確保し、育成していくことと、優良な農地を守るとともに、利活用を図り、農業生産につなげるのか、人材育成と農地の利活用は広島県農業の喫緊の課題となっている。

## 2. 農地制度に関する施策の変遷

国の施策	年代	農地制度の概要
<b>農地法制定 (S27)</b> ・自作農主義 <b>農地法改正 (S37)</b> ・農業生産法人制度の設置 <b>農振法制定 (S44)</b> ・農業を振興を図る地域として農業振興地域を指定 <b>農地法改正 (S45)</b> ・農地保有合理化促進事業の創設 <b>米の生産調整対策の開始 (S46)</b> <b>農用地利用増進事業スタート (S50)</b> <b>農用地利用増進法 (S55)</b> 地域として農地の流動化を図るための仕組を整備 <b>地域農業集団活動の取組開始 (S58)</b> <b>農業経営基盤強化促進法 (H5)</b> ・農用地利用改善団体による農地集積、担い手への農用地利用権設定の促進 <b>食糧・農業・農村基本法制定 (H11)</b> ・効率的安定的経営体中心の農業構造を目指す <b>農地法等の改正 (H21)</b> ・農地の権利を有する者の責務の明確化 ・農地を利用する者の確保・拡大 ・農地の面的集積の促進	昭和 20年代  30年代 40年代  50年代  60年代 平成  10年代  20年代	<b>【優良農地の確保】</b> ○農業振興地域の整備に関する法律 ・農用地等の整備・保全を含む総合的な農業振興地域を策定 ・保全すべき優良農地の区域（農用地区域）を設定 ○農地法 ・農地の転用について規制 ○集落地域整備法 ・良好な営農条件及び居住環境確保 ○土地改良法 ・農地を効率的な生産基盤として整備  <b>【効率的な利用の確保】</b> ○農地法 ・農地の権利移動について規制 ○農業経営基盤強化促進法 ・効率的・安定的な経営体の育成に向け、農地の利用集積を促進

## 3. 集落法人と農用地利用改善団体

### (1) 農用地利用改善団体とは

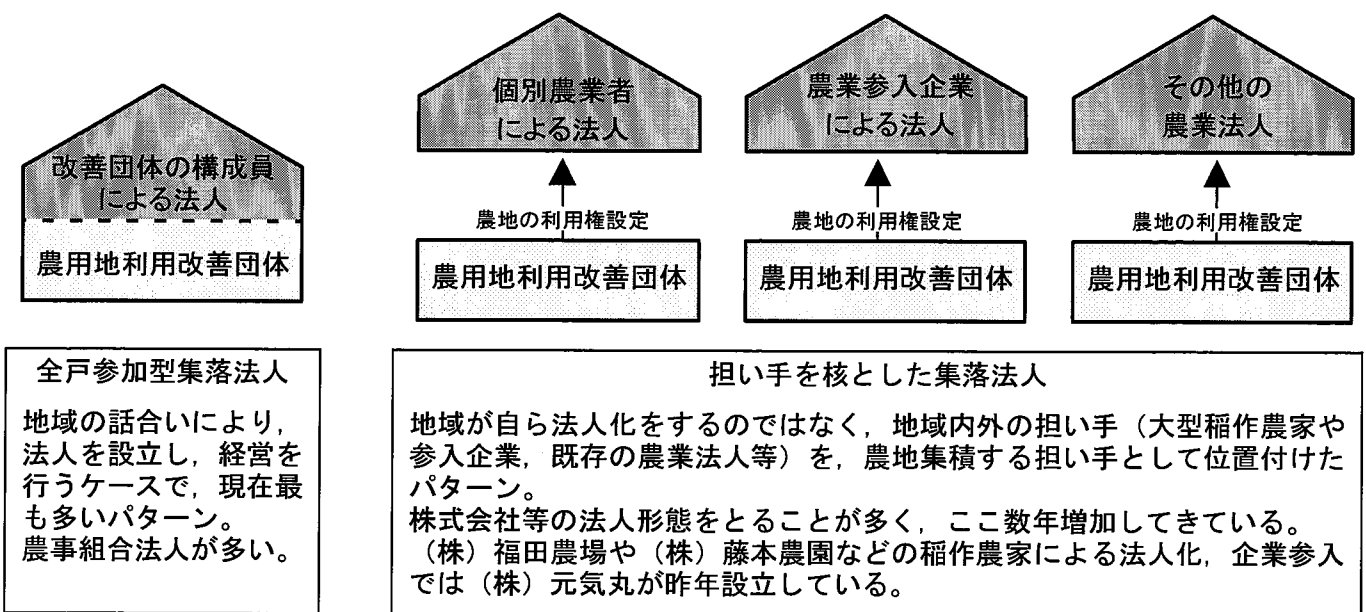
集落などの地縁的なまとまりのある区域において、農地の所有者などが話し合いを通じて、将来の農地の効率的な利活用（ゾーニングとプランニング）を進めるための団体です。農用地利用改善団体が農地の利活用の取り決めについて合意した内容を記載したものを農用地利用規程といいます。

### (2) 集落法人とは

農用地利用改善団体の取り決め（農用地利用規程）により集積された農地において、農業経営を営む法人です。したがって、農用地利用改善団体との相互の理解と信頼、連携しながら、地域の農業振興などに取組んでいくことが求められます。

### (3) 集落法人の形態は

集落法人という言葉からは、集落自らが法人化をして経営を行うというイメージがありますが、それだけではありません。農用地利用改善団体が担い手として特定した法人であれば、個人の担い手でも、農業外企業でも集落法人に位置付けられます。



### (4) 集落法人の効果は

- 農業所得の確保：大規模経営が可能になることで、水稻部門などでは、減価償却費などの軽減が図られ、個別経営と比較すると、農業経営の赤字が解消されます。
- 農地の連担化が可能：農地を集積することで、農地が連担化され、連続的で効率的な作業ができるとともに、計画的な作付けができるようになります。
- 機械・施設の有効活用が図られる：集積された農地が1つの経営となることで、それまで個人で購入していた機械などの投資が大幅に減るとともに、高機能機械導入が可能になり、作業効率の向上や労働時間の短縮が図られます。
- 地域内の人とのつながりの復活：農用地利用改善団体での話し合いや、法人化されることで、地域の人達が話し合う場が増え、本来地域が持っていた機能が活性化されます。また、機械化体系が生まれ、作業

計画が事前にはっきりするので、若いオペレーターも参加しやすくなります。

また法人経営の中で、地域におられる様々な人材（職業）の活用が図れます。

- 地域内の人材を活用できる：水稻部門などの土地利用型作物の省力化に伴って、農作業の時間に余裕が生まれ、野菜や加工部門などの取組が行ないやすくなり、女性や高齢者の力を活かせる場面が広がります。さらに、経営の高度化を進めることで、地域に新しい就労の場を作ることが可能になります。
- 各種制度が活用しやすくなる：法人化することで、社会的に信用される組織となり、各種の制度が活用しやすくなります。

#### 4 集落法人の経営概況

##### (1) 集計対象の集落法人の状況

平成19年度に営農を行なった122法人を対象に、集計を行なった。集計率96% (117/122)

##### (2) 集落法人の経営規模等

区分	平均値	備考
経営面積	26.9ha	最大82ha
うち利用権設定面積	24.9ha	最大82ha
うち作業受託面積	2.1ha	最大19ha
構成員数	39人	最大172人

##### (3) 貸借対照表

平成20年度の集落法人平均総資産額は、22,069千円。最高は、64,179千円となっています。資産状況の年度による変動はありますが、自己資本比率は、平成18年度が35%から平成20年度は41%に増加しており、経営が安定してきていることがうかがえます。

表 集落法人の貸借対照表の平均

平成18年度				平成19年度				平成20年度				
資産 23,083	流動資産 12,487	負債 14,999	流動負債 4,119	資産 21,229	流動資産 11,243	負債 13,097	流動負債 3,940	資産 22,069	流動資産 12,344	負債 12,929	流動負債 4,376	
			準備金等 4,089				準備金等 3,436				準備金等 3,606	
	固定資産 10,578	資本 8,080	固定負債 6,791	資本金 5,530	固定資産 9,958	資本 8,132	固定負債 5,721	資本金 5,346	固定資産 9,707	資本 9,140	固定負債 4,947	資本金 5,146
				未処分利益 2,550				未処分利益 2,786				未処分利益 3,994
繰延資産18				繰延資産28				繰延資産18				

##### (4) 損益計算書

平成20年度の集落への還元額は、13,025千円と増加していますが、営業利益は、▲2,925千円となっています。しかし公的給付金に代表される営業外収益で収入が補填され、3,071千円の経常利益となっています。

このうち、経常利益で黒字を計上している法人は、117法人中102法人(87%)となっています。経常利益が赤字の法人は、平均集落還元額が12,738千円となっており、地代や作業方法の改善による労務費の削減などで改善できる範囲にあります。

売上に占める米の割合は79.2%で、依然として水稻に依存した経営になっており、集落法人の10a当りの土地生産性も100千円と低く、集積された農地の利活用は今後の課題です。

しかし、10a当りの集落農業所得は71千円と高く、20年度の個別農業所得が▲48千円と比較すると、個人農業所得との差は119千円で、法人化によって経営が効率化されていることがうかがえます。

平成18年度

売上 22,136	米売上 17,554	売上原価 11,457	販売費・一般管理費 1,827
	その他 4,582	営業外費用 1,203	労務費 5,149
営業外収益 6,525		集落還元額 12,561	支払地代 2,721
		作業委託費 3,965	役員報酬 728
		経常利益 1,613	
集落農業所得 14,174			

平成19年度

売上 22,388	米売上 17,664	売上原価 11,324	販売費・一般管理費 2,016
	その他 4,724	営業外費用 281	労務費 5,505
営業外収益 4,902		集落還元額 12,914	支払地代 2,535
		作業委託費 3,798	役員報酬 1,078
		経常利益 765	
集落農業所得 13,679			

平成20年度

売上 25,005	米売上 19,804	売上原価 12,864	販売費・一般管理費 2,041
	その他 5,201	営業外費用 278	労務費 5,305
営業外収益 6,275		集落還元額 13,025	支払地代 2,368
		作業委託費 4,145	役員報酬 1,207
		経常利益 3,071	
集落農業所得 16,096			

(5) 分析結果

		集落法人分析値		業界基準値	
		中央値	上位30%値	中央値	上位30%値
収益性分析	売上高総利益率(%) (売上総利益÷売上高)×100	0.9	10.6	31.99	47.95
	売上高経常利益率(%) (経常利益÷売上高)×100	11.3	18.4	0.5	2.3
安全性分析	自己資本比率(%) (資本合計÷資産合計)×100	42.2	58.6	4.42	15.5
	流動比率(%) (流動資産÷流動負債)×100	364.3	724.7	115.76	191.12
	当座比率(%) (現・預金+売掛金)÷流動負債×100	257.6	548.3	44.8	89.0
効率性分析	総資本回転率(回) 売上高÷資産合計	1.19	1.49	1.14	1.58
成長性分析	前年比増収率(%) (売上高÷前期売上高)-1×100	14.8	26.0	1.00	0.48
	自己資本比率増減(%) 自己資本比率-前期自己資本比率	2.0	8.5	0.03	2.06

売

上高総利益率が業界基準値に比較して低くなっているのは、集落還元額として大きく経費を取っているためで、総利益率が低いのにに対して、売上高経常利益率が業界基準値と比較して高いのは、交付金などの金額が大きいことが経常利益率を引き上げている要因だと思われます。

安全性については、業界基準値と比較して高いことから、総じて安全性の高い経営であると言えますが、流動比率・当座比率などは必要以上に高い数値となっています。さらに総資本回転率も決して高い数字とはいえません。

また成長性分析も含めた分析値の値を見ると、法人自体は成長していますし、順調に進んでいるといえますが、その経営内容を表現すると、『経営発展に向けた投資（チャレンジ）は控え、内部留保・還元を優先する法人経営』です。

しかし今後の法人の経営を考えた場合、法人内における新たな人材の育成や確保が必要であり、現状の水稲の作柄に影響されやすい経営から、年次別の変動幅が小さく、発展性のある経営へ向けた経営体質の強化が求められます。

## 5 集落法人のめざす姿

(1) 経営開始から3年以上経過した75法人に対して行なったアンケート結果から

(調査：広島経済大学 山本公平准教授、もみじコンサルティング株式会社 田渡雅敏さん)

Q. 経営の拡大の将来構想は

	法人数	構成比
現状維持	23	40.4%
拡大	34	59.6%

Q. 現状維持の理由（複数回答）

	法人数	構成比
集落の農地の保全を目的として法人化したから	7	25.9%
集落機能を維持し、済みよい環境を作ることを目的に法人化したから	14	51.9%
その他	6	22.2%
無回答	1	

Q. 拡大の理由（複数回答）

	法人数	構成比
法人の目的は農地の保全だったが、現在の規模や収益では集落が維持できないから	9	25.7%
法人化した以上は、黒字化するために積極的に経営を拡大する	25	71.4%
その他	1	2.9%

■ 集落法人が設立される際の、地域の動機は様々ですが、最も多いのは地域の農地を守るためという理由です。

スタートは農地を守るという視点であっても、法人経営を行う以上、赤字経営を行うわけにはいきません。特に、水稲依存の経営では、春から秋までの現金不足が課題となっています。

このため、法人経営の年数を重ねるごとに、全戸参加型の集落法人においても、経営の拡大・安定を目指す傾向があります。

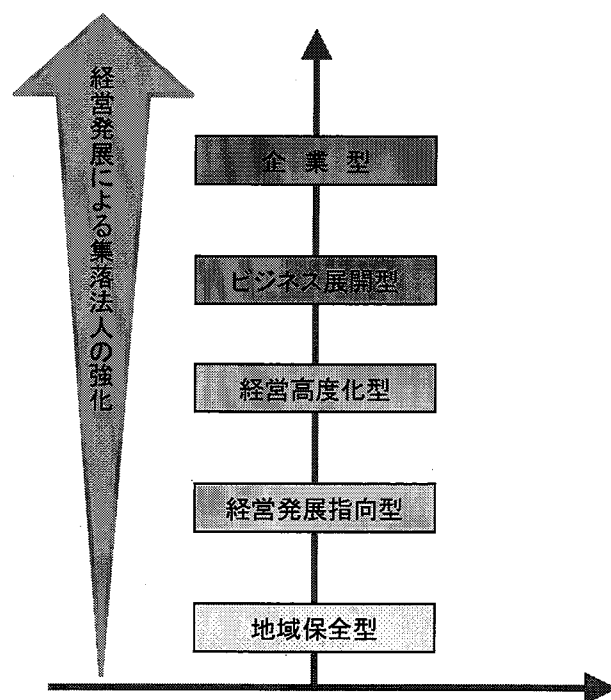


## (2) これからの法人経営は

(1) のアンケートにもあるように、集落法人自身が経営を拡大していく必要性は感じていますが、必ずしも経営高度化に踏み切れていないのも実情です。

その大きな要因としては、水稻部門以外の部門を行なうための技術不足や、労力不足、資金力不足が挙げられますが、特に人材の確保が最も大きな課題となっています。

このため、近年地域内外から農業を志す人材を雇用し、経営高度化を目指す法人が出てきています。特に全戸参加型集落法人においては、担い手育成をどのように進めていくべきか、集落法人連絡協議会に、担い手研究班を設置して検討を始めたところ です。



## (3) 法人間連携

集落法人の設立により、集落への還元額を確保し、地域の農地を活用した仕組みづくりができてきているものの、一方で経営の高度化を目指した新たな品目の取り、経営の多角化を進める法人が増加してきていますが、経営コストの更なる削減や集落法人の強みを更に活かすため、法人間で連携した取組も生まれてきています。

### ■ 東広島市における「ファームサポート東広島」設立

東広島市内の5つの集落法人が出資して、農業機械の共同利用のための組織を設立

### ■ 三次市における「ネットワーク」の取組み（JA三次集落法人グループ）

「水稻ネットワーク」：集落法人関連携で水稻の生育調査を実施するとともに、売れる米づくりに向けた取り組みを実施

「大豆ネットワーク」：大豆を生産する法人と公社、市内の実需者（豆腐店）が連携して、作業受委託を行なうとともに、生産した大豆を実需者へ販売する取り組みを実施

「農産加工ネットワーク」：加工部門を持つ法人が連携して、新しい商品開発や加工受委託などの連携した取り組みを実施

### ■ 世羅町における地域ブランド米の取組み

世羅町内の集落法人とJA尾道市、米穀卸商が連携し、地域ブランド米「せら高原のコシヒカリ」を販売